

カトリック西院教会小教区評議会規約

I <評議会の名称と目的>

この評議会は、京都市中京区壬生仙念町23番地に置かれた「宗教法人口トリック京都司教区に属するカトリック西院教会小教区」が掲げる「目的」の達成に資する小教区運営を行うために設置され「カトリック西院教会小教区評議会」と称する。

<小教区の目的>

西院教会小教区はカトリックの普遍教会及び京都司教区と一致したビジョンを持ち、小教区全体が福音宣教する共同体となることを目的とする。

II <組織>

運営にあたり、次の組織を設ける。

1. 役員会
2. 小教区評議会
3. 担当部会

<組織の役割>

1. 役員会

- (1) 京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団と役員によって構成され、小教区の運営に関わる全ての事柄について協議調整する。
福音的価値観に基づく対話により審議する。
- (2) 役員会は原則として月1回開催する。
- (3) 主な役割
 - ①小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）を作成する。
 - ②小教区評議会の議題を決定する。
 - ③自主グループの設置届出の受理、及び自主グループや他の団体と意見調整する。
 - ④役員は小教区評議会の議事を進行する。
 - ⑤役員は小教区代表として「ブロック会議」や「地区協議会」に出席する。
 - ⑥役員は特別委員会の窓口（墓地管理・国際協力を含む）となる。
 - ⑦役員は小教区の運営全般にかかる事項を遂行するため、担当部会に所属しない。

2. 小教区評議会

- (1) 小教区評議会は、担当司祭団が招集し主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。
- (2) 小教区評議会の評議員は役員、各担当部会代表1～2名によって構成される。
但し必要に応じて、自主グループの代表、その他、意見を述べたい信徒は、司祭団の承認を得て出席することができる。
- (3) 小教区評議会は原則として月1回開催する。

(4) 主な役割

- ①役員会で作成された小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）を審議決定する。
- ②役員会によって提案された議題を審議決定する。
- ③宣教司牧に関する基本方針に基づく年間行事を決定する。
- ④予算・決算及び予算外の支出を承認する。
- ⑤信徒の役割を見直す。
- ⑥担当部会、自主グループ、委員会、審議会の設置や改変を行う。
- ⑦「小教区評議会規約」その他規約、規定、細則などの制定・変更を審議決定する。
- ⑧その他の重要事項を審議決定する。

(5) 決定方法

- 福音的価値観に基づく対話により審議決定する。
- 決定事項は担当司祭団の承認を経て実行される。

3. 担当部会

- (1) 次の担当部会を設ける。各担当部会の業務分掌は別に定めて公示する。
 - ①教育部
 - ②典礼部
 - ③広報部
 - ④施設管理部
 - ⑤財務部
 - ⑥ユースネットワーク
 - ⑦社会活動部
- (2) 財務部を除く各担当部会のメンバーは信徒の中より公募される。
- (3) 財務部は、小教区会計全般について取り扱う性質上公募はせず、役員会で協議の上担当司祭団により指名される。
- (4) 原則として部会を月1回開催する。
- (5) 原則として一人一役で所属することが望ましい。
- (6) 役割
 - ①各担当部会の役割を遂行する。
 - ②小教区共同体として活動すべき事項については、「小教区評議会」で審議決定するため「役員会」に提案する。
 - ③代表者は小教区評議会の審議決定事項を構成メンバーに速やかに連絡する。
 - ④代表者はメンバーの意見を集約し、必要に応じて役員に連絡する。
 - ⑤代表者は小教区評議会に出席する。代表者に支障のあるときは、その代理者が小教区評議会に出席する。
- (7) 福音的価値観に基づく対話によりそれぞれの役割を遂行する。

5 自主グループ

- (1) 任意の目的により結成され、小教区の中で有機的補完的に活動するものとするが、結成時点で役員会に届け、小教区内のグループとして承認を得る。
- (2) 必要に応じて役員の承認のもとに、小教区評議会に代表者を送ることができる。
- (3) 役員は必要により、小教区評議会へ代表者の出席を求めることがある。

III <役員並びに担当部会代表の定数、選出方法及び任期>

1. 役員

- (1) 定数は3名。カトリック西院教会に在籍する信徒（20歳以上）の中から互選により推薦される。推薦された人の中から、担当司祭団によって任命される。推薦の公示・実施・開票はいずれも現在の役員がこれにあたる。
- (2) 任期は2年とし、連続2期にわたる再選はしない。

- (3) 任期途中に欠員が出た場合、必要に応じ、後任を推薦し担当司祭団の任命により補充することができる。

2. 担当部会代表

- (1) 定数は1名。カトリック西院教会に在籍する信徒（20歳以上）の中から役員会により推薦され、担当司祭団によって任命される。更に必要に応じて各1名のリーダーを置くことができる。
- (2) 任期は2年とし、連続2期にわたる再任を妨げない。
- (3) 任期途中に欠員が出た場合、必要に応じ、後任を推薦し担当司祭団の任命を受ける。

3. 会計監査

- (1) 複数名の会計監査を担当司祭団が指名する。
- (2) 任期は2年とし、連続2期にわたる再任を妨げない。

付則 本規約の制定・変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日
本規約の発効 2008年 1月 1日

ナハヅヒ 大塚一喜

